

会長メッセージ

平成21年度の全国安全週間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、長期的には着実に減少してきており、平成20年における死亡災害は、431人（3月7日現在速報値）と過去最少を記録しました。

これもひとえに、会員の皆様はじめ関係各位の労働災害防止に寄せる熱意と長年にわたる地道な安全衛生管理活動の賜であり、心より敬意を表する次第であります。

しかしながら、世界的な金融危機に伴う景気の落ち込みで、建設・不動産市場も急激に悪化し、建設業の経営環境が一段と厳しさを増してきていることにより、安全衛生管理活動への影響が懸念されております。

このような状況の中、全国安全週間は、職場における安全意識の高揚と労働安全衛生管理活動の活性化を図る絶好の機会であります。

このため、建災防においては、全国安全週間における安全衛生管理活動が効果的に展開されるよう、準備期間及び本週間に経営トップをはじめ関係者が取組むべき事項を定めた「全国安全週間実施要領」を作成いたしました。

会員の皆様におかれましては、

「定着させよう「安全文化」 つみ取ろう職場の危険」

のスローガンのもと、本実施要領を参考にしながら、経営トップ自らが明確な安全衛生方針を示すとともに、各事業場の実情に即した実施計画を作成し、リスクアセスメントをはじめとする労働災害防止対策の徹底を図られますようお願いいたします。

特に、6月1日より改正労働安全衛生規則が施行され、足場からの「墜落・転落」及び「飛来・落下」による災害の防止対策について、事業者が講ずべき措置が強化されることから、その周知徹底をお願いいたします。

なお、この改正規則を踏まえ、建災防各支部においては、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」及び「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を実施することといたしましたので、会員各位におかれましては、関係者の受講に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

また、建設業全体の安全意識の高揚に重要な役割を果たしている「全国建設業労働災害防止大会」については、今年は9月10日及び11日の両日、東京国際フォーラム等を会場に、建災防創立45周年記念大会として開催することとしておりますので、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

全国安全週間に対する会員の皆様のご理解を重ねてお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

平成21年5月

建設業労働災害防止協会

会長 錢高一善

I 趣 旨

本年度の全国安全週間は、厚生労働省の平成21年度全国安全週間実施要綱（10ページ「資料3」を参照）に基づき、建設業労働災害防止協会その他関係団体の協賛のもとに、6月1日から30日までを準備期間とし、7月1日から7日までを本週間として、

「定着させよう「安全文化」 つみ取ろう職場の危険」

のスローガンのもとに展開される。

このため、経営トップをはじめ関係者は、全国安全週間を契機として、店社並びに作業所の緊密な連携のもとに安全衛生水準の一層の向上を目指し、実効ある安全衛生管理活動を着実に実施するものとする。

特に、労働災害防止の一層の推進を図るため「リスクアセスメントの確実な実施」並びに「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスマス）の導入・実施」を積極的に推進することとする。

あわせて、「建設業労働災害防止規程」を順守しつつ、「平成21年度建設業労働災害防止実施計画」（以下「平成21年度実施計画」という。）が示す重点対策を積極的に実施するものとする。

また、6月1日より施行される「改正労働安全衛生規則（足場・石綿等関係）」について、順守の徹底を図るものとする。

※「改正労働安全衛生規則（足場・石綿等関係）」、「平成21年度実施計画」については、当協会ホームページ（<http://www.kensaibou.or.jp/>）でもご紹介しています。

II 会員が実施する事項

会員は、経営トップの決意表明に基づき「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）及び「熱中症」等の防止に最重点をおき、次の実施事項を踏えて店社等の実態に即した項目を選定して実施計画を作成し、積極的に活動を実施する。

なお、この計画の作成にあたっては平成21年度実施計画を活用する。

□準備期間（6／1～6／30）の実施事項□

1. 経営トップ等による現場安全パトロールの実施
2. 安全衛生管理体制の確立
 - (1) 店社、作業所における安全衛生管理体制の整備・運営
 - (2) 店社安全衛生管理者等による作業所に対する指導・支援体制の確立
3. リスクアセスメントの確実な実施
 - (1) リスクアセスメントを実施するための体制づくり及び情報の入手
 - (2) 店社の安全衛生計画書、工事の施工計画書、（工事安全衛生計画書等）、作業手順書等の作成時のリスクアセスメントの実施
4. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスマス）の導入・実施
5. 各層に対する効果的な安全衛生教育の実施
 - (1) 足場の組立て等作業主任者能力向上教育の受講、各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育並びに危険有害業務従事者に対する安全衛生教育等の実施
 - (2) 建災防の実施する「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」・「職長のためのリスクアセスメント教育」等を活用した各管理監督者に対するリスクアセスメント教育の実施
 - (3) 「職長・安全衛生責任者教育」の実施
 - (4) 石綿等の取扱い作業等の危険有害業務従事者特別教育の実施、作業主任者技能講習の受講及び職業性疾病予防のための労働衛生教育の実施
 - (5) 建設工事に従事する労働者のヒューマンエラーによる災害防止のための安全衛生教育（建設従事者教育）、作業員に対するリスクアセスメント教育等の実施
6. 「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害及び倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底
(具体的対策等は、「平成21年度実施計画」の「建設現場における主要災害防止の具体的対策(10~18ページ)」を参照)

7. 作業環境管理の徹底

- (1) 石綿、粉じん、有害ガス等にさらされる作業場におけるばく露防止対策の徹底
- (2) 熱中症予防対策の徹底

8. 解体・改修工事における崩壊災害等の防止対策の徹底

- (1) コンクリート造等の工作物の状況等の調査に基づく具体的な作業計画の作成と計画に基づく作業の実施
- (2) 解体工事中に想定外の構造、設備等が判明した場合の作業計画の見直しの検討、修正の実施

9. 不安全行動による災害防止の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」等の積極的な実施
- (2) リスクアセスメントを取り入れた作業手順の周知
- (3) 安全帯等保護具の使用の徹底
- (4) 送り出し教育、新規入場者教育等の安全衛生教育の徹底

□本週間（7／1～7／7）の実施事項□

1. 関係者の安全意識の高揚

- (1) 経営トップによる安全についての決意表明
- (2) 店社又は作業所単位の安全衛生大会の開催
- (3) 優良協力会社、作業グループ等の表彰の実施
- (4) 安全衛生責任者、職長等による職場安全懇談会の開催
- (5) 家族とともに安全衛生の大切さの話し合い

2. 安全パトロール等の安全活動の実施

- (1) 経営トップによる現場安全パトロールの実施
- (2) 作業所一斉の工事用機械設備等の安全点検、整理整頓、清掃等による作業環境の整備

3. 安全衛生教育・訓練等の実施

- (1) 安全衛生に関する勉強会、研修等の実施
- (2) 安全衛生に関するビデオ、スライド等の映写、講演会等の開催
- (3) 緊急時の措置についての必要な訓練の実施

4. その他、本週間にふさわしい行事及び週間行事の反省の実施

III 協会が実施する事項

各支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. リスクアセスメント推進活動
2. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスマス）認定事業の普及・促進
3. 安全衛生推進大会の開催
4. 足場の組立て等作業主任者等の能力向上教育、各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育（安全衛生推進者等）
5. 施工管理者等のための足場点検実務者研修
6. リスクアセスメントを取り入れた各層の管理監督者に対する安全衛生教育の実施
7. 石綿作業主任者等各種技能講習及び石綿取扱い作業従事者等の各種特別教育の実施
8. 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づく安全衛生教育の実施
9. 安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施
10. その他、支部の実態に即した強調運動の実施

効果的な周知方法

準備期間及び本週間中の労働災害防止活動の必要性等を広く関係者に周知し、労働災害防止の効果を上げるため、ポスター、のぼり、ワッペン等を活用する。

なお、当協会では、こうした各種安全衛生用品を取り揃えているので活用されたい（12ページ参照）。

資料 2

平成21年度全国安全週間行事計画表（例）

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

項目 月日	行 事 項 目	行 事 内 容	項目 月日	行 事 項 目	行 事 内 容
7月 1日 火	趣旨徹底の日 (国民安全の日)	1. 社長メッセージの伝達 2. 「安全の誓い」による作業員の決意表明 3. 安全週間の意義と重要性の強調並びに行事予定を説明 4. 安全衛生集会の開催 5. 安全に関するポスター、たれ幕等の掲示	4日 (水)	休養の日	1. 身の回りの整理・整頓と室内の清掃 2. ゆっくりと休養
			5日 (木)	家庭の日	1. 安全衛生について家族みんなで考える 2. 明日への労働に備えて英気を養う
			6日 (金)	安全教育の日	1. 事例研究会等の開催 2. ビデオ等視聴覚教材を活用した安全衛生教育の実施 3. 「不安全行動防止」「ヒヤリハット」に関する検討会の実施 4. 緊急時訓練の実施
2日 木	総点検の日	1. 保護帽・安全帯・手袋等の保護具の点検と着装の確認 2. 工事用機械・足場等の作業設備・作業環境等の点検・整備	7日 (水)	反省の日 (安全会議・安全大会等の開催)	1. 安全週間をとおしての反省、今後の安全管理のあり方・取り組み方等について討議・検討
		1. 安全パトロールの実施 2. 足場等の墜落、落下防止対策の確認 3. 車両系建設機械の月例・日常点検の確認 4. 有資格者の配置の確認 5. 持込機械等使用届の処理と持込機械受理証（ステッカー）の添付の有無の確認			2. 優良協力会社・作業グループ個人等の表彰

安全の誓い（例文）

今日から始まる全国安全週間は、労働災害のない安全で働きやすい職場をつくるための週間であります。

我々は、この週間を契機として自分の体は自分で守るという安全の基本をあらためて認識し、一人ひとりが安全な作業を心がけ、この作業所で災害を絶対おこさないよう一層努力することを誓います。

平成21年7月 日

作業員代表

- 建設業
- ○ ○ ○

※誓い（例文）を読み上げさせるなどして作業所の安全意識を高揚させてください。

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）認定事業の概要

コスモス認定事業は、これまで実施していた「コスモス評価サービス事業」の実績を踏まえ、労働安全衛生法の改正で創設された計画届免除制度との整合性を図り、評価項目・評価方法等の見直しと整備を行ったものです。

この認定事業は、従来のコスモス評価サービス事業と異なり、文書の形式にこだわらず、その機能が確保されていれば社内に既存する規程を認めるとする性能規定化を重視しています。現在実行されている安全衛生活動を活かしながら、認定建設事業場が社会的責任を果たすとともに、安全衛生のノウハウが継承できるようになることを目指しています。

コスモス認定事業の詳細については、当協会ホームページ (<http://www.kensaibou.or.jp/>) でご紹介しています。